九州大学の研究成果に係る名称使用に関する取扱いについて

［令和６年１月３１日
総　　長　　裁　　定］

（趣旨）

第１条　この取扱いは、企業等が提供する商品等において、九州大学（以下「本学」という。）の研究成果に基づき本学の名称を使用する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この取扱いにおける用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　研究成果　企業等が本学との契約に基づき、本学職員と実施した共同研究、受託研究及び研究開発コンサルティング（以下「共同研究等」という。）により得られた研究の成果

(2)　商品等　前号の研究成果を活用した商品やサービス

(3)　産学連携表示　前号における商品本体及び商品容器等の外装、包装、取扱説明書、商品カタログ（電子媒体や音声、映像等によるものを含む。）又はインターネット・ウェブページに、本学の名称又は明らかに本学が想定される名称若しくは記号その他本学との関わりを表現する表示

（許可基準）

第３条　本学の名称の使用許可を受けようとする場合は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1)　研究成果に基づくものであり、その事実を表示するものであること。

(2)　本学と産学連携表示の使用を許可された者とが明確に区分され、本学が薬機法（昭和 35 年法律第 145 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）並びに製造物責任法（平成 6 年法律 85 号）その他関係法令による責任等を負うおそれがないこと。

(3)　商品等の情報に関し誇大な又は事実と異なる表示により消費者及び社会に誤認を与えるおそれがないこと。

(4)　商品等にある産学連携表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないこと。

(5)　その他本学の名称の使用目的又は使用方法が適当と認められること。

（申請及び許可等）

第４条　本学の名称使用を希望する者は、名称の使用予定日又は表示内容の変更が可能な日の原則２ヵ月前までに、総長に申請しなければならない。

２　前項の申請は、本学職員と実施した共同研究等の契約者又は当該契約者の承継者（以下「申請者」という。）が行うものとする。

３　申請者は、自身が所属する企業等の親会社又は子会社が本学の名称使用を希望する場合、申請にあたり、その事実がわかる資料を提出しなければならない。

４　総長は、第１項に基づく申請を受けたときは、前条に定める許可基準に従い、許可又は不許可を判断し、使用許可を決定した者に対して通知する。

５　総長は、名称の使用を許可する場合は、必要に応じ条件を付すことができる。

６　許可した表記及びこれに伴う行為から生じる損害について、本学は賠償責任を負わない。

（許可の取消）

第５条　総長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、名称の使用許可を取消すものとする。この場合において、総長はその使用の停止及び使用者の責任による商品等の回収など必要な措置を求めることができる。

(1)　許可に係る基準に反する事実が確認されたとき。

(2)　申請内容に虚偽があったとき。
(3)　その他本学の名称の使用が適当でないと認められるとき。
２　前項の使用許可の取消し、又は中止によって生ずる損害については、本学は、その責を負わないものとする。
（許可を受けていない者に対する措置）
第６条　総長は、本取扱いによる許可を受けずに本学の名称を使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止及び使用者の責任による使用商品の回収等必要な措置を求めることができる。
（事務）
第７条　本取扱いに関する事務は、研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において処理する。

附　記
この取扱いは、令和６年２月１日から実施する。